

サイバーステップ株式会社 定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、サイバーステップ株式会社と称し、英文では CyberStep, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータグラフィックス、図形処理システムに係わる機器及び装置類並びにソフトウェアの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
2. コンピュータ及びその周辺機器類並びにソフトウェアの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
3. 情報通信システムに係わる機器及び装置類並びにソフトウェアの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
4. ゲームソフトの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
5. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用したコンテンツの企画・制作・運用及び保守
6. ロボット装置、ロボット制御装置及び電子機器の輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
7. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用したロボット及び電子機器の企画・制作・運用及び保守
8. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用した物品卸小売業、通信販売業、輸出入業及び内外商取引の代理業
9. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用したアーケードゲームの企画・制作・保守及びソフトウェア開発
10. 資金決済に関する法律に基づく自家型前払式支払手段の発行および販売
11. 酒類販売業
12. 古物営業
13. 不動産の賃貸及び管理
14. 前各号に対するコンサルティング業務
15. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都杉並区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利期限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当社は、毎年5月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 当社の株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会決議事項)

第17条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社株式等の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決

議により定めることができる。

- 2 前項における当会社株式等の大量取得行為に関する対応策とは、当会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式等の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど当会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会

規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第23条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任)

第24条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役会の招集通知)

第26条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第27条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 取締役及び監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第28条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第7章 計 算

（事業年度）

第29条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

（剰余金の配当）

第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（自己株式の取得）

第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第32条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。